

令和元年度 第2回
燕市国民健康保険運営協議会

会 議 録

令和元年度 第2回 燕市国民健康保険運営協議会 会議録（要旨）

1. 日 時：令和2年2月20日（木） 午後1時30分～午後3時7分
2. 場 所：燕市役所 3階 会議室301
3. 次 第：（1）開会
（2）会長あいさつ
（3）副市長あいさつ
（4）議事録署名委員の選任 （戸成委員）
（5）議題
 - ① 【報告】令和元年度燕市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
 - ② 令和元年度燕市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
 - ③ 国民健康保険事業費納付金等の算定結果について
 - ④ 令和2年度燕市国民健康保険特別会計予算について
 - ⑤ その他
- （6）閉会
4. 出席委員：被保険者代表：今井委員、亀倉委員、上野委員、戸成委員
保険医・保険薬剤師代表：鈴木委員、野神委員、井手口委員、外石委員
公益代表：小越委員、吉川委員、小林委員
被用者保険等保険者代表：齋藤委員、渡邊委員
5. 欠席委員：公益代表：三富委員
被用者保険等保険者代表：登坂委員
6. 事務局：南波副市長、佐藤健康福祉部長 本間健康福祉部副部長
保険年金課：原田課長、近藤課長補佐、平澤係長、早渡主任、山田主事
税務課：荒木課長 収納課：吉田課長 長寿福祉課：熊谷課長
7. 報道機関：なし
8. 傍聴者：1名

次第1 開会

事務局

皆様、こんにちは。定刻になりましたので、ただいまより、「令和元年度第2回燕市国民健康保険運営協議会」を始めさせていただきます。

今日の進行役を務めさせていただきます、健康福祉部長の佐藤です。どうぞよろしくお願いいたします。

次第を進める前に、本日の出席状況についてご報告させていただきます。

公益代表の三富委員、被用者保険等保険者代表の登坂委員より欠席の連絡がありましたので、お知らせいたします。

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。すべての会議の終了は、午後3時頃を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、本日はハンドマイクを用意しておりますので、委員の皆様がご発言される際には、職員がハンドマイクを席までお持ちいたしますので、そのマイクを使い、ご発言していただきますようお願いいたします。

最初に、次第の2「会長あいさつ」でございます。

小越会長から、ご挨拶をお願いいたします。

(小越会長あいさつ)

事務局

ありがとうございました。

次に、次第の3「副市長あいさつ」でございます。

南波副市長から、ご挨拶をお願いいたします。

(南波副市長あいさつ)

事務局

ありがとうございました。

南波副市長につきましては、この後次の公務が入っておりますので、ここで退席とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(南波副市長 退席)

それでは次に、本日の協議会および議事録の取扱いにつきましては、本協議会は公開を原則と

させていただきます。なお、議事録の公開につきましては、委員発言の個人名は公表いたしませんので、よろしくお願いいたします。

それでは次に、次第の 4「議事録署名委員の選任」についてですが、ここからは、議事の進行を小越会長からお願いいたします。

会長

それではよろしくお願いいたします。

早速、議事に入らせていただきます。

次第の 4「議事録署名委員の選任」であります。会長指名とさせていただきたいと思いますが、異議はございませんか。

(委員、異議なしの声)

会長

ありがとうございます。

異議なしと認め、議事録署名委員に「戸成委員」を指名いたします。

戸成委員、よろしくお願いいたします。

次に、次第の 5 の議題に入ります。

議題の①、令和元年度燕市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について、事務局より報告をお願いいたします。

事務局

<資料の確認後、資料① - 1、② - 2 により令和元年度燕市国民健康保険特別補正予算（第 1 号）について報告・説明>

会長

ありがとうございました。報告が終わりました。

ご質疑・ご意見がありましたらお願いいたします。

無いようですので、議題の①、令和元年度燕市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について、報告を終了させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(委員、異議なしの声)

会長

はい、ありがとうございます。異議なしと認めさせていただきます。

それでは、議題の①、令和元年度燕市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について、報

告を終了させていただきます。

次に、議題の②、令和元年度燕市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

＜資料の確認後、資料② - 1、② - 2により令和元年度燕市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について説明＞

会長

説明が終わりました。ご質疑・ご意見がありましたらお願いいたします。

委員

資料② - 2の(2)歳入の概要の4の繰越金についてですが、先ほど説明をうけた資料① - 2で、1千円を補正して、14,260円となり、補正前の金額はわかるのですが、このタイミングでまた、前年度の繰越金が生じたということなののでしょうか。前年度というのは平成30年度の繰越金ということでしょうか。

事務局

ご質問ありがとうございます。このタイミングで繰越金が生じたかという点については、繰越金としては前年度の決算確定時に、前年度繰越金は確定していたのですが、歳出に見合う使い道についてまだ不安定要素があったために、今回の3月補正で最終確定をさせていただき、清算的な補正予算となりました。よろしくお願いいたします。

委員

わかりました。

会長

他にございますか。

無いようですので、令和元年度燕市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について、ご了承いただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

（ 委員、異議なしの声 ）

会長

それでは、議題の②、令和元年度燕市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）についてはご了承いただいたということにさせていただきます。

それでは次に、議題の③、国民健康保険事業費納付金等の算定結果について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

<資料の確認後、資料③により国民健康保険事業費納付金等の算定結果について説明>

会長

ありがとうございました。説明が終わりました。
ご質疑・ご意見がありましたらお願いいたします。

無いようですので、議題の③、国民健康保険事業費納付金等の算定結果についてはご了承いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(委員、異議なしの声)

会長

それでは、議題の③、国民健康保険事業費納付金等の算定結果についてはご了承いただいたということにさせていただきます。

それでは次に、議題の④、令和 2 年度燕市国民健康保険特別会計予算について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

<資料の確認後、資料④-1、④-2、④-3、④-4により、令和 2 年度燕市国民健康保険特別会計予算について説明>

会長

ありがとうございました。説明が終わりました。
ご質疑・ご意見がありましたらお願いいたします。

委員

資料④-2の3ページ目ですが、今まで保険税改定がありましたが、平成 28 年度は確か脳梗塞が増えて、一般会計からの繰り入れを前の年にしたが引き上げたということがあったと思うのですが、その後医療費が落ち着いて、一般会計に戻したというタイミングもあったかと思うのですが、そのときに税改定は引き下げしたのでしょうか。平成 30 年度と令和元年度に国保税改定が 2 回あるのですが、よく覚えていないのでそれぞれの引き下げの経緯を教えてください。

事務局

ご質問ありがとうございます。資料④-2の3ページ目の資料で国保税改定ということで載せさせていただいたのですが、引き上げか引き下げかの記載がなく、申し訳ございませんでした。まず、引き上げか引き下げかについては、平成28年度は上げさせていただきましたし、その後、平成30年度、令和元年度と2年連続で引き下げを行わせていただきました。税率を上げたあとに、脳梗塞の状況が抑えられたことにより、医療給付が落ち着いて安定してきたため、収束したという判断をさせていただいて、余剰金が発生するという見込みもあったことから、平成30年度に一旦下げて、さらに決算状況を踏まえて、令和元年度も引き下げを行ったという経緯です。

委員

わかりました。

先ほど、今後は基金の取り崩しが継続的に予想されて、令和5年度くらいまではもつという話でしたが、過去にもこのような一時的なものもありましたが、5年程度もつというのは、被保険者数は減少するけれども、次のページにもある1人当たりの医療費というのは徐々に伸びていくと思うのですが、今後の推計により、どのような前提で令和5年度までなのか教えてください。我々としては、将来見込みについて責任があると思いますので。

事務局

ありがとうございます。資料に不足な部分がありまして申し訳ありません。

まず、前提条件ですが、収納率は、平成30年度実績で見込んでおり、被保険者数は、年々減少しているという傾向がございますので、その推計として、年97.4%で減っていき、基金は、利子の積み立てという軽微なものがありますが、その辺の若干の集計は除かせていただいておりますし、納付金は、先ほどの増加率で、前年比で1.22%と、口頭ですが、増加率を述べさせていただきました。今回の財政見通しは、年103%と102%の2種類で推計させていただきました。増加率の高い103%で踏まえると、令和2年度、3年度と続いていくわけですが、不足財源について、基金の取り崩しを踏まえますと、制度改革当時の5億5,600万円を下回る基金になるのが令和5年度という見込みでシミュレーションをしているところでございます。よろしくお願いいたします。

委員

ありがとうございます。

もちろん平成27年度のように、県全体であれば、ある程度安定すると思いますが、燕市という限定されたエリアだと、ある疾患がまた増えたりと、事故的なことも起こり得るかもしれませんが、その時はその時だと思います。ただ、やはり前提がしっかりしていないと、令和5年度くらいまでもつはずだったのに、一般会計繰入金に使用性が生じたり、あるいは急遽税率を上げなければいけないということになってはいけないと思うので、私としては納得でき

ると思います。

あと、資料の解説をもうひとつお願いしたいのですが、資料④-3でオンラインで資格確認ができるということですが、これは各医療機関でその人の資格が照会できるシステムになるということでしょうか。

事務局

現在国では、マイナンバーカードの保険証化を進めておりますが、現在保険証は世帯単位で交付し、今の段階では、令和3年4月から個人単位に変更していくという形になっております。さらに進んでいきますと、最終的にマイナンバーカードに保険証の機能を持たせることに繋がっていきます。おそらく医療機関でも、マイナンバーカードに対応するためシステム改修が必要になってくるとは思いますが、まずは個人単位で保険証を発行することになりますので、そのためのシステムの改修が必要であり、こちらの補助金と合わせて来年度改修させていただくということになります。

委員

市町村はそのように準備をして、医療機関はそれに応じたシステム改修をすればアクセスできるということで、実際環境が整うのはいつ頃になるのでしょうか。

事務局

先ほど個人単位という話をしましたが、システムで判断できるような個人単位、言い換えれば現在の国保の被保険者証の場合は、世帯単位で番号が振られ、同じ家族であれば同じ被保険者番号になりますが、そこに二桁で01、02と番号を追加する附番体系にして、本人を特定できる個人単位での保険証という風に言わせていただきました。

保険者としてのスケジュールですが、令和3年3月までに整備することになっております。医療機関も順次整備が整っていくと厚生労働省のほうは推測しております。令和3年3月時点で、医療機関の整備率は6割〜7割を予定しており、おそらく大きな病院が中心になると思うのですが、少し高いようにも感じましたが、順次整備していくことで国は進めているところです。以上です。

委員

ありがとうございます。最後の質問ですが、資料④-3の歳入の繰入金の部分の説明の中で、財源となる国民健康保険税や保険基盤安定繰入金等の歳入で減額が大きいとありますが、令和元年度もほぼ同じような額が計上されていますが、元年度の理由と2年度の理由は違うということでしょうか。

事務局

6款の5億7,529万5千円の中には、基金からの繰入金も入っておりまして、基金からの繰入

金を除くと 6,032 万円という話を先ほどさせていただきましたけれど、それを引くと 5 億 1 千万円ほどになります。そうすると、繰入金自体が減っているような形になると思います。保険税では約 6,000 万円減額になっているのと、繰入金のほうも差し引くと 3,000 万円になる計算です。そうしますと、歳出では納付金が約 3,500 万円減額になっているのですが、それよりもさらに大幅に国保税と繰入金が減額になる計算になりまして、その足りない分を基金から繰り入れないといけない、ということで、数字だけでは見えない部分がありましたので説明を付け加えさせていただきました。

委員

やはり年度ごとで理由がどうなのかということは気になります。

よほど大きな問題がなければお任せするのですけれども、もし過去の年度との違いがあるようでしたらそれは強調していただいたほうが良いと思いました。了解いたしました。

会長

ほかに質疑・ご意見はありますか。

委員

2 点質問させていただきます。

先ほどの県への納付金のページで、算定結果資料の中の、伸び率を見ますと、平成 31 年度は平成 28 年度に対して 1.7%、令和 2 年度は 1.58%と、伸びていると思うのですが、1 人当たりの納付金が伸びている中で、保険料については基金を活用しながら運用し、その先で、保険料の変更の必要が出てくれば変更するというお話だったと思うのですが、燕市以外の市町村で同じように 1.7%というところが沢山あるのですが、ほかの市町村との比較といいますか、保険料率の改正と、納付金の伸びの関係性というのは、ほかの市町村と同様のやり方でやっているのかどうかはまず 1 点目の質問です。

あともう 1 点ですが、令和 2 年度の事業運営に関する事業計画の第三者行為に関する取り組み強化についてです。表に被害届の数を集計されてますが、第三者行為につきましては、保険会社経由の場合はほぼ回収できると思いますが、一定数無保険の方がいて、回収が難しいとは思いますが。ここでは回収の状況は書いていないのですが、回収状況等がもし分かれば教えていただきたいと思えます。

以上 2 点質問です。

事務局

ご質問ありがとうございます。

最初の納付金についてのご質問ですが、ほかの市町村と同様のやり方でやっているのかということですが、納付金の算定についてはどうしても基準年度、平成 28 年度になるのですが、伸び率がベースになってくることから、市町村ごとにバラつきがあるというのは、やむを得ない事情があると思えますし、今回、不足財源については基金を充当して、保険料については、据え

置きをというお話をさせていただいておりますが、私ども各市町村の保険者、特に 20 市なのですけれども、常々意見交換や、県の集まりで顔を合わせたりしていきまして、情報交換をしております。まだ内部の話ではあると思いますが、アンケートを集計しますと、20 市中引き上げを行うというのはいまのところ 1 団体、引き下げをするというのはいまのところ 3 団体、未定は 1 団体、その他が据え置きという状況がございますので、税率については据え置きというのが多数意見です。その辺の状況を読み取りますと、やはり財源は不足しますが、基金でなんとか被保険者に負担をかけないようにという気持ちを持っているところが多いようです。以上です。

続いて第三者行為についてですが、現状では 500 万円ほどの回収の見込みがあります。ただ、まだ内容によっては、傷病届が出たものにつきましては、連合会に求償を委任させていただいておりますが、平成 28 年度からまだ対応が決まっていないというのもありまして、引き続き連合会と相談をさせていただいて、回収していくということになっております。よろしく願いいたします。

事務局

すみません、1 つ目の質問の件で補足をさせていただきます。こちらの資料で、なぜ平成 28 年度との比較が出ているかと申しますと、今回県単位化にあたって、国のほうで激変緩和措置というものがとられておりまして、要するに、平成 28 年度を基準にして、平成 30 年度に県単位化になったときに、どのくらい制度改正によって、市町村の保険料が上下するのかというところで、激変で非常に上がったところについては、補填をするという制度で、それで伸び率が前年度ではなく、平成 28 年度を比較して、平成 31 年度と令和 2 年度が出ているのはそのためです。

今ほども申し上げましたけれども、市町村としては上げたくないのは山々です。ただ、ここで少し見ていただきたいのが資料③の真ん中あたりの 1 人あたりの金額があるのですが、この中で前年度と比べた令和 2 年度が結構上がっている市町村がいくつかありますが、これは先ほどの質問にも関連するのですが、市町村の考え方として、その年度ごとで、やはり足りなくなれば上げるし、いっぱいであれば下げるやり方も 1 つのやり方だと思いますし、それなりに平準化を図るといいますか、燕市は以前、だいぶ遡りますが平成 24 年度に 20%近い引き上げをしたことがありまして、あれはなぜかと申しますと、今皆さんご存知の通りかと思いますが、高齢化や高度医療によって、なかなか 1 人当たりの医療費が下がるということが今はあまり無く、大体数%ずつ上がります。そうしますと、基金といういわゆる会計が持っている貯金を全部吐いてしまって、金額を下げてしまいますと、当然翌年は、少しずつ上がっていき、足りなくなるわけですね。そうしますと、要するに粘れば粘るほど、引き上げ率が高くなるという側面がございます。それがあつたために、私どもの今の考えとしてはある程度今の税率を維持させていく、要は基金の残高と照らし合わせながらやっていきたいと考えております。先ほど令和 5 年という話もあったのですが、最近また医療費のほうで、県内どこもそうなのですが燕でも、前の状況よりも上がり気味の状況が見えてきており、基金が約 8 億円ありますが、それをどの程度保有するべきか、というところで、今は 5 億円くらいを目途にしようとしているのですが、

そのくらいになりましたら、来年、再来年の運営協議会で議論いただきたいなと思っておりますし、おそらくその頃には少しは値上げという話は出てくるのではないかと考えております。令和 5 年からになるか、1 年前倒しになるかというところだと思っています。ですがやはり、健全な会計というか、そんな概念ができて、3 年くらいは税は同じ水準を保って、次の上げ幅もちょっと少なくしていきたいなと思っておりますので、細かい説明で申し訳ないですが補足とさせていただきます。

会長

ほかにご質疑・ご意見はありますか。

委員

2 点質問させていただきます。

資料④ - 2 の 6 ページの収納率向上への取り組みの③、④、⑤についてお願いします。

国保税は時効が 5 年ですが、欠損額の平均がどのくらいなのかということと、もう 1 点は燕市内で国保税を長期間滞納している方はどのくらいいるのか、世帯数で結構ですので何%くらいなのか教えてください。もしプライバシーにかかわる部分があれば結構です。

事務局

収納課です。まず国保税の欠損額ですが、平成 28 年度は 1,712 万 1 千円、29 年度は 1,608 万円、30 年度は 3,263 万 6 千円です。件数は、平成 28 年度は 347 件、29 年度は 250 件、30 年度は 441 件となります。次に燕市現在の国保税の滞納者数になりますが、こちらでは国保加入者数を把握していないため、何%というのは出せないのですが、国保税を滞納している世帯は全部で約 1,400 世帯となります。

会長

ありがとうございました。

ほかにご質疑・ご意見がありましたらお願いいたします。

委員

予防事業についてです。燕市は県内の中でも糖尿病が多い地域だということは皆さんご承知の通りだと思うのですが、色々と継続的にご指導されていて、糖尿病に関してはこれから個別の栄養指導を積極的に行われるという話も聞いております。皆さんかなり力を入れてくださっているようなので、燕市医師会でも素晴らしい取り組みだと評価しているところです。今後もどのような取り組みをされているかぜひ教えていただきたいと思います。また、今までジェネリック医薬品の促進や、ポリファーマシーの件で、残薬に関しても色々と調べていただいていると思うのですが、患者さんと個別に対応していると、まだ薬を減らすことができるのではないかなと感じることがあります。というのは、適切な薬の使い方をしていない方が時々いらっしゃって、例えば、前回出した薬に全部手をつけてしまい、どれくらい残っているのかわからな

いとおっしゃっていた方がいて、お話を伺うと、各部屋に1本ずつ目薬を置いているということでした。こちらから3ヶ月で何本という形で出して、1本ずつ使ってくればいいのですが、隣の部屋にも置いて何本か同時に使っているとおっしゃっていたため、次は1本ずつ開けましょうねと言って、適切に使っていただくと、やはり薬が残りました。あるいは、目薬というのは1回1滴で十分効くもので、点眼みきわめというものがありまして、個別に薬局さんにお問い合わせをして、どういう使い方をしているのか、1回1滴で拭き取り方はどうするのかというようなことをやっていただきます。こうすると、無駄な薬を出さずに済みますので、このようなことに関しても、ぜひ発信していただくと、もう少しお薬を減らせるようになるのかなと思います。以上です。

事務局

ありがとうございます。ポリファーマシーの件については、今年度から燕地区限定で後期高齢者医療保険のほうでも範囲を拡大させていただいて、主体は広域連合になりますが、これから高齢者の方々が増えるのが確実ですので、その辺も踏まえ、薬剤師会と協力、連携しながらより良い方法を考えていきたいと思っております。確かにおっしゃるお話はあり得る話だなと思って聞いておりました。どうしても保険者側ですと、薬剤のほうはデータを元にしてやっていく事業が多くなってきますので、実際の使い方等に関しては、薬剤師会とお互い協力しながら、可能な範囲の中でやっていきたいと思っております。

会長

ほかにご質疑・ご意見はありますか。

委員

先ほどの保険の収支・収入ですが、今年は2年に一度の診療報酬の改定があるのですが、その改定の年、もしくは次年度も含めこのあたりの保険の推移を市として把握されているのでしょうか。改定されたことにより窓口負担も変わってくるのですが、どのように判断されているのでしょうか。

事務局

ご質問ありがとうございます。改定年については何%上がるのか、調剤分がいくらかなどは保険者で判断するのは難しいところではありますが、ある程度鑑みて、予算を編成しています。保険給付、法定給付につきましては、納付金の算出で、県が示す療養給付費や薬価・診療報酬の改定については、納付金は本算定での計算であり、仮算定時はまだ踏まえることができなかった状況でしたが、今回お示した分については、納付金上、歳出として給付されるべき数字として出てきております。ちなみに後期高齢者医療保険も同様に、診療報酬の改定については、計算されております。今回10月の消費税増税分として一部先行して入っていた分もありましたが、その辺は踏まえられております。市では、市の給付としてどうかというところで、先ほどの回答になりますが、計算上踏まえられているという判断ということをご報告させていただきます。

す。

会長

ほかに、ご質疑・ご意見がありましたらお願いいたします。

無いようですので、議題の④令和 2 年度燕市国民健康保険特別会計予算についてはご了承いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(委員、異議なしの声)

会長

それでは、議題の④令和 2 年度燕市国民健康保険特別会計予算についてはご了承ということにさせていただきます。

それでは次に議題の⑤その他について事務局のほうでありましたらお願いいたします。

事務局

特にありません。

会長

事務局からその他の部分は無いということで、この機会ですので、皆様何かその他のところでありましたらお願いいたします。

委員

今の時期に市役所で確定申告をやっていますが、先日、市から 1 月から 10 月までの月別、医療機関別の医療費の明細が送られてきました。それを提出すれば、それぞれの医療機関の領収書・明細は不要なのでしょうか。

事務局

医療費通知書が 10 月診療分までですが、それ以降の分も当然発生してくるかと思われますので、領収書で計算をして、確定申告の際は計算済みの明細をつけて出していただく形になります。

委員

11、12 月分を自分で計算するというのでしょうか。

事務局

申請書の様式がそのようになっておりますので、医療費通知書に記載されている分と、11、12 月分はご自分で計算をして、全部足して出していただく形になります。

委員

医療費通知書が毎年送られてくるのであれば、1月～10月までの領収書はそれぞれ保管しなくてもよろしいでしょうか。

事務局

ずっと同じ保険に入っていればの話なので、例えば保険者が変わったりしますと、国保から社保になったり、社保から国保になるとそれぞれの機関から送られてきます。私が自分で計算するときは、領収書と医療費通知書の金額があっているかどうか必ずチェックしています。医療費通知書が送られてくるからといって、領収書を計算しなくて良いということではなくて、基本は領収書をとっておいていただくのが前提だと思います。

委員

あともう1点お聞きしたいのですが、今国で定年延長という話が出ていますが、10年前までは、おそらく60歳で定年、それからつい最近までは65歳定年、これは企業の努力目標なのかもしれないですが、またさらに最近になりますと、定年が70歳になるという話も出てきていますが、そうすると、今現在会社に勤めている方は社会保険に加入しているかと思いますが、70歳まで勤めていて、その年齢まで社会保険に加入しているとなると、国民健康保険に加入していた時期が短くなるかと思うのですが、そのようになった場合、国民健康保険の財政状況というのは、当然歳入も変わってきますし、歳出も変わってくると思いますが、良くなっていくのか、今とそれほど変わりはないのか、どういう状況に推移するのでしょうか。

事務局

ご質問ありがとうございます。ご質問のとおり、定年延長や、雇用保険の拡大というのも2022年や2025年にはという話が出ておりますが、そうすると当然国保の被保険者というのは減少します。それが良いのか悪いのか、厳しくなるのか良くなるのか、というのは、規模が大きいから、小さいからというよりは、先ほど委員のほうからもありましたが、市が継続している保健事業の推進や、適正な運営に努めているということがポイントになるかと思います。その結果、良くなったか悪くなったか、というのは保険者の努力次第だと思っております。よろしく願いいたします。

会長

ほかにご質疑・ご意見がありましたらお願いいたします。

他に、ご意見・ご質問は無いようですので、以上で議題⑤「その他」については終了させていただきます。

本日の議題につきましては、すべて終了いたしました。ご協力ありがとうございました。それでは、進行を事務局にお返しいたします。

事務局

会長、議事の進行、大変ありがとうございました。

それでは、これにて、今日の燕市国民健康保険運営協議会を閉会させていただきます。

長時間にわたり、ご審議をいただきありがとうございました。大変お疲れ様でした。

(閉会：午後 3 時 7 分)